

京都の未来を拓く次世代産業人材活躍プロジェクト

I o T等技術人材活躍支援事業「専門家派遣」事業実施要領

(目的)

第1条 本事業は、公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）が、京都府の委託を受けて実施するもので、中小企業者がIoT等を活用した生産性向上を推進するに当たっての様々な課題に対して専門家の派遣による支援を行うことにより、当該事業者の質の高い安定的な雇用の創出・拡大を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 財団は、IoT等を活用した生産性向上等による質の高い安定的な雇用に取り組む中小企業者の依頼に基づき専門家を派遣し、適切な助言等を行う。

2 専門家の派遣は、京都府内に事業所を有する中小企業者であって、財団が別に定める基準を満たす会社及び個人のうち、別表に該当する者に対して行うものとする。

(本事業の対象となる中小企業者)

第3条 本事業の対象となる中小企業者は、次の項目に該当する者でなければならない。

- (1) 法定の会計関係帳簿類及び労働関係帳簿類が整備されていること。
- (2) 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- (3) 社会保険適用事業所の事業主であること。ただし、法定加入義務がない場合はこの限りでない。
- (4) 第4条第1項に規定する「専門家派遣支援事業申請書」の提出の時点において労働関係法令の違反により労働行政機関等から指導等を受けていないこと。
- (5) 上記以外の法令及び条例等の規定に違反していないこと。
- (6) 京都府税の滞納がないこと。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する者は本事業の対象としない。

- (1) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 対象事業者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(6)の場合を除く。）に、財団が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。

(支援対象中小企業者の募集・審査・採択)

第4条 専門家の助言等を受けようとする中小企業者は、「専門家派遣支援事業申請書」（様式1）を提出するものとする。なお、申請書様式、募集については別に定めるものとする。

2 財団は、事業申請書の内容や申請者へのヒアリング、現地調査等をもとに、次の観点から総合的に審査・評価した上で、予算の範囲内で派遣の可否を決定する。

- ①生産性向上への寄与
- ②事業の実現性

③質の高い安定的な雇用の実現性

(事前調査の実施)

第5条 財団は、必要に応じて、専門家の派遣を申請した中小企業者の現況及び支援要請の内容等について、関係機関の協力を得て事前にヒアリング等調査を実施し、支援対象中小企業者の選定の参考資料とするほか、派遣する専門家に対して情報提供を行うなど、助言等が円滑に実施されるよう努めるものとする。

(派遣する専門家)

第6条 派遣する専門家の選任に当たっては、財団が関係機関等とのネットワークを活用し、支援内容に合致した専門家を推薦するほか、申請者の提案、希望等によることができる。

(専門家の派遣)

第7条 専門家の派遣は、助言等の案件毎に行うものとし、派遣時間 40 時間、派遣に要する経費は 60 万円を限度とする。ただし、財団が特に必要と認めた場合は、その限りではない。

- 2 専門家の派遣に当たっては日程の調整を行うとともに、支援対象中小企業者に対しては派遣実施通知を、専門家に対しては派遣依頼を文書により送付することとする。
- 3 専門家に対する旅費の額は財団の規定に基づくものとする。

(専門家の守秘義務)

第8条 財団が派遣する専門家は、派遣により知り得た中小企業者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。また、情報の取扱い等について、財団に誓約書を提出するものとする。

(報告書の提出)

第9条 支援対象中小企業者及び専門家は、本事業終了後、速やかに「専門家派遣事業実施報告書」(様式2及び3。以下「実施報告書」という。)をそれぞれ財団に提出するものとする。なお、報告書様式は別に定めるものとする。

(経費の負担)

第10条 財団は、支援対象中小企業者に対し支援に要した経費の3分の1(100円未満切り上げ)の負担を求めることとし、残り3分の2以内の額を財団が負担する。

- 2 財団は、支援終了後、支援対象中小企業者及び専門家から提出のあった「実施報告書」を承認の上、支援対象中小企業者に対しその負担額を請求するものとする。

(事後評価)

第11条 財団は、専門家及び支援対象中小企業者から提出された「実施報告書」により、支援の内容について評価を行うとともに、ヒアリング等により、随時、事業効果の把握に努めるものとする。

(成果の普及)

第12条 財団は本事業による支援の効果が確認できた案件について、支援対象中小企業者の了解を得て、インターネット等を活用して中小企業者に情報提供することにより、事業成果の普及に努めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年5月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月15日から施行する。

(別表)

対象は、下記の業種で、質の高い安定的な雇用の創出に積極的に取り組む企業とする。

業種は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類中分類による。

製造関連業種

09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 18 プラスチック製品製造業 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業

観光関連業種

※ 観光関連業種とは、下記業種の中でも、観光業に関連する事業を行っているとは客観的に説明できる事業者とする。

（例）土産物の製造に携わる事業者、土産物の販売をする小売店、観光案内に関する映像・音声・文字情報やサービスを提供する情報通信事業者など

09食料品製造業 10飲料・たばこ・飼料製造業 11繊維工業 12木材・木製品製造業（家具を除く） 13家具・装備品製造業 14パルプ・紙・紙加工品製造業 16化学工業 21窯業・土石製品製造業 24金属製品製造業 32その他の製造業 39情報サービス業 40インターネット附随サービス業 41映像・音声・文字情報制作業 42鉄道業 43道路旅客運送業 56各種商品小売業 57織物・衣服・身の回り品小売業 58飲食料品小売業 60その他の小売業 70物品賃貸業 72専門サービス業（他に分類されないもの） 75宿泊業 76飲食店 77持ち帰り・配達飲食サービス業 79その他の生活関連サービス業 80娯楽業

建設関連業種

※ 建設関連業種とは、下記業種の中でも、建設業に関連する事業を行っているとは客観的に説明できる事業者とする。

06総合工事業 07職別工事業（設備工事業を除く） 08設備工事業 72専門サービス業（他に分類されないもの） 74技術サービス業（他に分類されないもの）